

【特集】 目指そう！  
エネルギーの地産地消

# 北海道の優位性を生かした 新エネルギーを次の世代へ。

新エネルギーを、地域で育て、地域で使う。未来に向けたエネルギーの地産地消の取り組みを紹介しします。

## 暮らしや産業に生かされる新エネルギー

### ●未来を見すえ、新エネルギーの導入を加速します。

北海道は、多様な新エネルギー源の宝庫。特に、風力や地熱などの活用については全国トップクラスの導入ポテンシャルがあり、関連産業の育成も期待できます。

このため、道では、地域特性を生かしたエネルギーの地産地消が進められるよう、取り組みの段階に応じたきめ細かな支援を行っています。

新エネルギーを利用した先進的な取り組み事例や具体的な導入手順などをわかりやすく市町村や企業に紹介するとともに、地域で新エネルギーの導入や活用に関わる人材を育成するセミナーを開催するなど、

新エネルギーの活用や企業の関連産業への参入を支援しています。

また、今年度創設した「北海道新エネルギー導入加速化基金」を利用して、新エネルギーの導入を行う市町村などに対して、エネルギーの地産地消に関するモデル事業への支援、設備設計・導入への補助や、事業計画の作成をサポートするコーディネーターの派遣などを行っています。

さらには、道民の皆さんに新エネルギーや道内への導入状況を知ってもらうためのイベントも開催しています。

北海道新エネルギー導入加速化基金 [検索](#)

▶道庁環境・エネルギー室 ☎(011)204-5319

### 余剰熱と雪冷房で 市場価値の高いマンゴーを生産。



鹿追町農村青年会  
マンゴー栽培特別委員会  
委員長 植田 憲明さん



酪農が盛んな鹿追町では、家畜ふん尿を発酵させてバイオガス発電を行っています。そのバイオガスプラントで発生する余剰熱を利用して、平成25年度から町と協働で始めたのがマンゴー栽培事業。通常は南国で夏季にしか生産できないマンゴーを北海道で冬に収穫することにより、国産マンゴーが出回らない12月に市場価値の高い農産物として出荷することができます。

そのために重要なのがハウスの温度管理。冬には余剰熱で暖め、夏には温度が上がりすぎないように雪を冷房として利用しています。

道内でマンゴーを栽培する音更町に学び、本場・宮崎県での研修を経て、栽培4年目の昨シーズンは約100個を収穫。収量の安定化を目指して、栽培技術の向上に努めています。



鹿追産マンゴーと栽培ハウス

### コミュニティバスの安定運行を 太陽光発電が支えています。



当別町経済部エネルギー推進室  
主任 井田 洋佑さん



当別町では、平成26年度から町内のバス事業者と連携し、町有地に設置した太陽光発電施設で作った電気を売り、その収益をコミュニティバスの経費の一部に充てています。

これは、バス事業の経営を安定させ、地域交通の活性化を図ることがねらいです。バスはもともと、使用済み天ぷら油からできるバイオディーゼル燃料を使って運行していますが、太陽光発電の収益で事業の安定化を下支えすることで、より「環境にやさしいバス」としてのイメージアップを図っています。

今後は、町内の3路線に加え、「北の風 道の駅とうべつ」の開業に合わせて新路線も増設するなど、町民の足としてさらに定着させたいと考えています。



太陽光発電パネルとコミュニティバス

### ●なぜ、いま、水素エネ

北海道の豊かな自然から活用する方法として、水素エネ。水素には、「利用すると「水などさまざまなものから抽出することができる」などのエネルギーの中心的役割を担う。

道では、中長期的な視点で活用を進めるため、「北海道を策定し、低炭素社会づくりによる災害に強い地域を目指す」という目標を掲げ、さまざまな取り組みを進めています。

### ●水素利用の取り組み

将来、水素を普段の暮らしで活用するためには、水素の製造から輸送、貯蔵、消費までの「水素サプライチェーン」を整えることが重要です。道でも実証事業が進められており、今後さらに進めていくことも重要な取り組みです。

### ■水素サプライチェーン



水素を活用した身近な取り組みとして、畜産（酪農ファーム）や燃料電池自動車などがあります。道では、こうした水素の活用を推進するため、「水素・エネルギー」をテーマとしたイベントを開催しており、地域のイベントと連携して、水素エネファームの展示などを進めています。また、FCVの導入を促進するため、道では7月、FCVを公認導入し、イベント会場などで普及啓発にも活用して

## お知らせ！ 赤れんが

お問い合わせは  
▶マークの窓口、またはホームページへ。

### 救急医療の適切な利用に ご協力ください

救急車の出動件数は平成20年以降、増加傾向にあります。増加の要因の一つが「軽症者の利用増加」です。

また、救急医療機関の夜間や休日の診療は、通常の診療時間帯より少ない医療スタッフ数で診療にあたっています。

軽症者の気軽な利用が増えると、医師をはじめとする医療スタッフの負担が大きくなり、一刻を争う傷病者の治療に手が回らない深刻な問題となります。

地域の救急医療体制を維持するため、ご理解とご協力をお願いします。

- 日中から症状のある方や家庭の応急手当で様子を見られるような、軽い症状の方は、通常の診療時間帯に、かかりつけ医などの医療機関をご利用ください。
- 意識がない、骨折して歩けない、呼吸困難、激しい痛み、多量の出血、広範囲のやけどなどの場合は、すぐに救急車を呼んでください。
- 緊急時に受診可能な医療機関を検索する際には「北海道救急医療・広域災害情報システム」をご活用ください。

北海道救急医療 [検索](#)

▶道庁地域医療課 ☎(011)204-5250

### おいしい道産品が集合 「北海道のうまいもの 見~つけた！」開催

道と(株)イトーヨーカ堂が連携して、北海道のおいしい「食」をPRするイベントを開催します。出店するのは、人気の産直市「北のめぐみ愛食フェア」の参加店や、「北海道HACCP」※1「きらりっぷ」※2の認証取得事業者、そして地域の特産品販売業者などです。また、参加型の展示コーナーや、ステージイベントも盛りだくさん。ぜひご来場ください。

※1 ※2 食品の衛生管理などに関する北海道の独自基準を満たした施設・商品を確認する制度

◎日時/11月1日(水)~6日(月)

10~20時(最終日は17時まで)

◎場所/アリオ札幌 イトーヨーカドー1階  
特設会場(札幌市東区北7東9)

▶道庁広報広聴課 ☎(011)204-5111

### 平成29年度 自衛官候補生を募集します

自衛隊は防衛、災害派遣、国際協力などを担っており、日々、約22万人の自衛官たちが、日本及び世界を舞台に活躍しています。陸・海・空に広がる多彩な職種・職域の中から、自分を生かせる仕事を見つけませんか。

試験期日や会場など、詳しくは各地方協力本部までお気軽にお問い合わせください。応募はお早めをお願いします。

#### ●お問い合わせ先

札幌地方協力本部 ☎(011)631-5472

函館地方協力本部 ☎(0138)53-6241

旭川地方協力本部 ☎(0166)51-6055

帯広地方協力本部 ☎(0155)23-5882

▶道庁市町村課 ☎(011)204-5152

### 屋外広告物の掲出と 安全管理のお願い

屋外広告物の掲出には許可が必要ですが、安全で美しい街並みをつくるため、皆様のご協力をお願いします。

- 看板を掲出、管理する方は、落下・倒壊の危険がないか、日常的・定期的な点検を行いましょ。強風・地震のときは、特に注意が必要です。
- ひび、さび、腐食などの異常を発見したら、補修や撤去を行いましょ。

また、危険な看板を見かけた方は次の連絡先までお知らせください。

#### 屋外広告セーフティホットライン

(一社)北海道屋外広告業団体連合会

●FAX:(011)641-1560

●Eメール:hokouren@isis.ocn.ne.jp

▶道庁都市計画課 ☎(011)204-5563

### 皆さんと作る「北海道ミライノート」

「北海道ミライノート」は、皆さんが撮影した「私のお気に入りの北海道」の写真を掲載し、新たな北海道の魅力を紹介するウェブサイトです。現在、オープンに向け写真を募集中です。ぜひ「お気に入りの北海道」を投稿してください。

#### 【写真の投稿方法】

- ①Instagramにログイン②北海道ミライノート Instagram(hokkaido\_mirai\_note)をフォロー③ハッシュタグ「#北海道ミライノート」をつけて写真を投稿

●開設日等は右のQRコードからご確認ください。

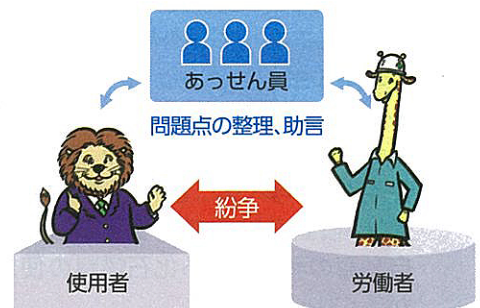
▶道庁広報広聴課 ☎(011)204-5111



### 労働トラブルの解決を支援

「個別的労使紛争あっせん制度」は、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラスメントなど、個々の労働者と使用者間に発生した労働紛争について、専門のあっせん員が問題点の整理や助言を行い、解決を目指します。

無料で利用でき、当事者のプライバシーは厳守。事務局(札幌市)から離れた地域には現地に出向き対応しますので、どうぞご利用ください。



北海道労働委員会キャラクター  
熱血社長 レオン社長(左) 元気な労働者 リンさん(右)

北海道労働委員会 [検索](#)

▶北海道労働委員会事務局 ☎(011)204-5667

### ご存じですか 苦情審査委員制度

道が行った業務や制度について、皆さん自身の利害に関わる苦情を申し立てることができる制度です。

皆さんに代わって苦情審査委員が公正で中立的な立場から必要な調査などを行い、審査します。

個人情報保護にも十分配慮しますので、お気軽にご相談ください。

▶道庁道政相談センター ☎(011)204-5523